

消費生活の豆知識

## その4 だまされない! 「和牛預託商法の被害金を取り戻す」!?

生活情報センター ☎226-7066

### 事例

○何年前前に和牛預託契約をした会社が破たんし、六百万円損をした。最近「経営者の隠し財産四億円が発覚した。早いで勝ちで被害者に分配するので必要書類をファクスするように」と電話があり、免許証と証券のコピーを送った。その後、救済費用として五十万円支払うように言われた。とても不審に思う。

これは「和牛預託商法」(高額の配当が出るなどと言葉巧みに勧誘し、和牛オーナーを募る商法)の被害者に対し、「被害金を取り戻せる」と話を持ちかけ、何らかの費用を請求するなどの二次被害が疑われる手口です。

和牛預託商法以外にも、原野商法や、未公開株などの利殖商法で過去に被害に遭ったことのある人が狙われる例があります。

消費者へのアドバイス

- ①被害回復のための費用を支払って実際に被害金を取り戻せたケースは、確認できていません。
- ②突然、電話でこのような話を持ちかけられても、絶対に信用しないでください。
- ③心配なときは、生活情報センターに相談してください。



どうしよう? と思ったら

## 市民相談案内

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事	広聴課 ☎224-5022
行政・法律・多重債務	
税金・年金	
土地・建物・登記	
マンション管理	
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待	子育て支援課 ☎224-5821
ひとり親家庭	
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ直通電話	リバーラ ☎234-8336
性感染症・エイズ	保健予防課 ☎227-5102
うつ・アルコール	
健康・不妊	健康づくり支援課 ☎224-8611
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
在宅介護・高齢者虐待	高齢者いきがい課 ☎224-5809
障害者	☎224-5785
	障害者福祉課 ☎225-3033
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
消費生活	生活情報センター ☎226-7476
弁護士による消費生活相談 (平成23年度のみ)	
結婚・内職・交通事故	市民相談室分室 ☎226-0058
仕事の悩み・就職活動	緊急地域経済対策室 ☎224-6191
外国人市民	文化振興課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

## 消費者カレッジ

生活情報センター  
☎226-7066 ☎225-1860  
休館日=火曜日

■気をつけて! 最近の消費者相談事情  
~震災後に目立つ相談を中心に~



講師…消費生活相談員 日時…8月11日(休)、午後1時30分~3時 対象…市内在住・在勤 定員…先着50人 申し込み…8月1日(月)、午後2時から電話で同センター(ファクス可)

## PICK-UP

### 無料職業紹介所

緊急地域経済対策室 ☎224-6191

8月1日(月)から、無料職業紹介所を開設します。資料の閲覧・インターネットによる検索もできます。ご利用ください。

業務内容: 求職者⇨求人情報の提供・職業紹介・職業相談 ▼ 求人企業⇨求人登録・求人紹介

開設時間: 月~金曜日、午前9時~正午 ▼ 午後1時~4時(祝・休日、年末年始を除く。原則予約制)

会場: 就労相談室(東庁舎一階) 職業相談



同所では、しごと相談員を配置し、就職に関する相談を受け付けています。応募書類の作り方、面接の受け方など、就職活動をするうえで悩みや疑問がある方は相談してください(予約制)。相談時間・会場は無料職業紹介所と同じです。